

第3回豊島事業関連施設の撤去等検討会

日時 平成30年3月18日（日）

13:00～14:35

場所 TKPガーデンシティ京都 2階 睡蓮

出席委員（○印は議事録署名人）

永田座長

○武田委員

高月委員

○松島委員

須那委員

I 開会

○（中村環境森林部長から挨拶）

○（座長）ありがとうございました。挨拶にあったように、新たに見つかった廃棄物について、県のほうから説明してください。

○（県）それでは、お手元の次第を1枚めくったところに、参考資料というのを付けているので、こちらに沿ってご説明をさせていただきたい。

豊島処分地の残存廃棄物等の状況、その2。その2というのは、地下水・雨水の検討会のほうで一度同じような報告をさせていただいたので、その2という扱いにしている。

図1、真ん中どころにFG34付近というのがあって、先ほど、こちらが部長のほうから話があったつぼ掘りの拡張工事をやっていたところ。1月25日で黄色のところから拡張工事中に見つかったものがあった。

それから、その下に2月23日の掘削場所。こちらについては、つぼ掘り拡張工事の法面が風雨等で洗われた結果、露出して分かったということ。

2ページ目の表1、掘削除去した廃棄物等の状況で、1段落目が1月25日のもの、下が2月23日のところで、埋まっていた状態の欄を見ていただくと、1月25日のほうは整地前の地表から約1.5m下、2月については、整地前の地表から約1.6mのところで見えられた。それぞれ85トン、30トンということで、写真にあるとおり、積み替え施設やコンクリートヤードでシートを掛けて保管している。

また、1月のもの、2月のものについても、それぞれ掘削完了については、山中先生に完了判定をしていただいている。

それから、廃棄物の性状は、表2のとおり、特管産廃の判定基準値を下回っている。

最後、4ページだが、今後の対応は、保管している廃棄物の処理方法については、性状検査結果等を踏まえて、フォローアップ委員会の指導・助言等を受けて決定し、その際には、豊島住民のご意見を伺うことにしている。

今回見つかった箇所以外の調査方法についても、同様に、フォローアップ委員会の指導・助言を受けて決定するが、その際には豊島住民からのご意見をお伺いするようにしている。また、廃棄物等がこういった工事や調査で出てきた場合には、適正に処理を行うこととしている。

○（座長） はい、どうもありがとうございました。正式な検討はフォローアップ委員会のほうでやらせていただく。

今、コンクリートヤードに保管されているのは、これはいずれ仮設テントのほうに持って行くわけだね。

○（県） 処理の交渉をしている中で、移動する可能性もあるが、今のところちょっと仮設テントが満員なので、動かしていないので。

○（座長） なるほど、そうか。はい、分かった。

それから、3ページ目のところで、仮判定、これは住民会議の関係者の方も立ち会っていただいているのかね。

○（県） はい。ご案内をさせていただいて、立ち会っていただいている。

○（座長） はい。ちょっと何かそういう記載は、まあ、今回はこれでいいが、事実関係は入れておいてもらったほうがいいね。

○（県） 分かった。

II 議事録署名人の指名

○（座長） 本日の議事録署名人は武田委員と松島委員にお願いしたいと考えている。よろしく願います。

III 傍聴人の意見

○（座長） 本日は、直島町の代表者の方は出席されていないが、特段のご意見はないという旨を伺っているので報告しておく。

<豊島住民会議>

- （住民会議）お願いが2件ある。

1月25日、地下水浄化をするための工事中にFG34、北西側の地表から1.5mの掘削場所から85トンの新たな廃棄物が見つかり、さらに2月23日、1月25日に見つかった廃棄物の南側9mの場所から30トンの廃棄物がまた見つかった。見つかった廃棄物の処理は適切に行われなければならない。今後も廃棄物が見つかることを前提に、慎重かつ確実に処理事業を進めるための検討をお願いする。

次に、3月5日、30ミリの雨が降り、3月6日第1沈砂池のpHが9.0以上になった。3月8日は20ミリの雨が降り、3月9日、第1沈砂池のpHがまた9.0以上になった。このとき、中間保管・梱包施設の解体工事が行われており、コンクリート殻が大量に積み上げられていた。アルカリ性の高い雨水が道路に流れ、第1沈砂池に流入したのではないかと思う。

3月15日に豊島中間保管・梱包施設の撤去確認をしたが、深い大きな穴が開いていた。撤去したものと、今後も使用するものとの境界付近の維持管理状況を再確認されることをお願いする。

- （座長）分かった。今、大きな穴が開いていたところは、どこなのかという特定はできるか。

- （住民会議）ピットのところ。岩盤を掘削して20m、10m×10mのピットがあった。そのコンクリートを全部取って、鉄筋も全部取って、その後に穴が残っていると。まあ、それをどういう形で、松島先生からも指示が出ていたと思うが。

それと、架橋のところの上側の橋台がまだ撤去されていない。そこには、北海岸からの集水井のパイプが通っている。北で汲み上げた水が高度排水処理施設に入るパイプが、かつて、こっちへ1回避けたことがあるが、それが、その上側にちょうど宙ぶらりんみたいな格好であるので。

それと、配電盤のところと、タンクが。

- （座長）何の配電盤か。

- （住民会議）あそこにいろいろなものが、中間保管・梱包施設に行っていた電気の系統だね。それから、高度排水処理施設のほうに行っている電気の系統のところ大きな施設があって、それと水のタンクが残っている。そこは残すそうだが、その境のところ今後どうなっていくのかというのが、きちんとそのへんの維持管理というか、雨が降ったり、これからはばらくの間、それを使われると思うが。

それから、真ん中の北海岸の揚水井も、むき出しになったままのパイプが出ている。水を汲み上げて、ずっと北海岸を回って。だから、そういうのも今後どのように維持管理をされるのかと。

○（座長）分かった。今の話は、県は初めて聞く話だが。安岐さんのほうから指摘を受けたりはしていないか。

○（県）現場で安岐さんからご意見いただいて、聞いているところ。

○（座長）分かっている話であれば、ちゃんと対応する準備はしておいて欲しい。

まず、第1点は、あの用地の中で、もしかしたら外から侵入してくる人がいて、何か事故を起こしてはいけないということで、処分地のほうも仮の整地をしていたわけで、今のピットの穴は放っておくわけにはいかないよね。今、周りには落下防止用のような安全用の縄は張ってあるのだろうが、どうしていくつもりなのかというのは。

○（県）まだ、実は、縄が張れていない状態。というのは、安岐さんにご覧いただいたのは15日の話で、そのときにちょうど工事の完了が15日。完了後、速やかにそういった転落防止柵等の設置をやっている。

○（座長）今はできていないのか。

○（県）今はできていない。

工事は19日、実は明日までの工事の期間で、明日までには一定、そういったものができる。

○（座長）そうか。例えば、工事をやっている期間中でもそういうものが出てきたときには、工事会社のほうで安全対策として対処しなければならないという格好になっていたのではないか。

○（県）一応、工事会社のほうは、当然、その実際の作業員以外に監視員等を立てて、そういった転落も。

○（座長）夜も休日も立てているのか。

○（県）いや、そこまではたぶん。

○（座長） そうだろう。だったら、それはやらないといけない話なのではないか。いや、そういう理由であそこの整地もしたわけで、ちゃんと管理した状況の中で見学者が来るといったときには問題ない話かもしれないが、夜、目的は分からないが侵入してきて、夜釣りか何かで侵入してきて、そこの穴に落ちたら大変なことになるという話でそうなったのだから、そういう意味での思想は随所に活かしていかなければならないのではないか。それは、そちらでやろうとした話と矛盾することになってしまうのではないか。大至急やったほうがいい、それは。

○（県） はい、承知した。

○（座長） 至急その問題は、こういうところはこういう対応をしていくということをまとめて、今日はちょっと間に合わないので、持ち回りになるかもしれない。第1稿としては、皆さんのほうに私がチェックした上でお送りさせていただいて、1週間くらいで御意見を頂戴して、決定していくという形をとりたいと思う。その間、豊島住民の方とのやりとりは、また、県のほうからさせるので。

松島先生、何かご意見は。

○（委員） 後でしゃべるつもりでいたが、ではちょっと。

安岐さんと見に行ったとき、一番気になったのは、建物の撤去とかそういう問題ではなくて、あのピットが非常に気になった。ピットの周りの穴のところをトラロープか何かで巻くというのだけれども、あれは非常に深く砂っぽいので、あまり安定していない。縄を張られたら、逆にそこまでは行っていいというふうになるので、逆にちょっと離してほしいというのが一つ。

もう一つは、早く埋めておいて、ある程度安全な高さにまでしないと、基本的には盛土が多いので、雨が降ると滑るので、梅雨時までには必ず安全な高さまで全部埋めてほしいと言った。

あとは、先ほど安岐さんが言われたように、橋台のところも実は全部盛土。だから、滑りやすいので、そのへんも気を付けて見てほしいという話はした。

基本的にはあそこはすごく、粘性系ではなくて砂っぽいので滑りやすい。だから、ちょっとトラロープを張って危険というの、穴よりも少し離して大きめにしないと、角が滑るので、そのことも注意してやっていただければということも言った。

○（座長） ありがとうございます。いいか、そういう話で。

原則的には、今のピットのようなところというのは、埋める前に浄化された状態になっているかどうかというチェックはするつもりでいるのか。原則やっておいたほうが、後でまた二度手間にならなくて済むよね。掘り返したり何かしないで。

今つくってもらっている、施設を撤去した後に表面の土壌が出てくる、表面地層が出てくるときにはどう対応するかという原則論の中に、今の話も入ると私は思うのだよ
ね。

- （県）はい、入ると思う。
- （座長）その時の対応の仕方はどのようになるのか。
- （県）今、先生との間でお話しさせていただいた内容について、フォローアップ委員会の委員さんに、今、個別にメールで送って、回答を確認していただいているところ。
- （座長）今のような状態のときには、どうするの。
- （県）今の状態だと、まず先にいったん、実際の確認については、地下水の検討会のほうに任せるといような形で入れているが。
- （座長）いやいや、穴ができているのだよ。土壌の浄化の状態の話だとか、そういうのはそちらに任せるとはかもしれないけれども、穴に対してはどう対応していくか、記載してあるのか。いや、ちょっと私も記憶が定かではないが。そういうのはあまり書いていなかったような。
- （県）土壌を処分地内で再利用する場合に、それが汚れていないかどうか確認する。
- （座長）例えば、施設を撤去した後のイメージがあまりなかったが、ピットなんかは当然あるのが分かっているながら、私のイメージが足りなかったかもしれないが、撤去した状態が、さっきのような危険な状態になっているときに、どう対処すべきかということは書いてない。
- （県）そこまでは書いていない。
- （座長）ちょっと、それを加えたほうがいいのかもわからない。そのときの対処の仕方を原則論で、当初はしょうがないよね。転落防止用の囲いなり何なりをしておけ、そして、最終的にはそこを埋戻して適切な高さにして、そういう意味では危険のないような状態にしるということになるわけだが、その前にどういう検査をしていくべきなのかというのは、何か考え方はあるか。下の土壌については、一応何かの形で検査しないといけないのだろう。染み込んでいるかもしれないから。

- （県）当然、それは、また盛り土で再利用するというようなこと。
- （座長）いや、汚染の検査。調査。
- （県）それはもちろん確認するべきだし、それはすると考えている。
- （座長）そうすると、ピットの底の土壌を採っておく。で、そういう検査をやった上でないと、埋め戻しはしないということになるのか。
今すぐ決められる話ではないかもしれないけど、そういうことをちゃんと考えておかななくてはいけないと。
- （県）ちょっと考えさせてほしい。
- （座長）私もまだコンクリートがはがされる前に、ピットの所は見に行ったが、ちょっと今のような状態を思い当たらなくて、すみません。
- （委員）できたら、端から5mぐらい離して、トラロープを張ってくれるとありがたい。
- （座長）分かった。それは守らせるようする。
- （県）下のほうの検査を検討させているが、松島先生も言っていただいたように、かなり深く、人がなかなか降りにくいような状態なので、どういう形で降りるかとか、埋戻しをすることに対して、どういうアプローチで、検査してからするかとかを含めて、今、検討させている途中なので、報告が出来る状態でないのは申し訳ないが、いずれにしても考えている途中。
- （座長）そういうことをやらなければいけないということを、さっきの資料にはちゃんと書かなくてはいけないと。委員から指摘はなくても、あのままOKではないと、ここで議論した内容は反映させてねということを申し上げたい。そういうことを検討していきなさいということで、よろしいか。
それから、2回目に見つかったところが、風雨で洗われたから分かったというのも、ちょっと気になるところでね。また別途、フォローアップ委員会で検討する調査の方法によって、こういうところもちゃんと分かるということを意識しながらまとめてほしいと思うのと。
安岐さんも言うように、前提としてここに埋まっているんだという意識で、それを全

部掘り起こして調査するんだというような意識で対応はしていくが、我々としては、基本的にはもう既にかんりの部分を掘り出して終わったつもりでいたはず。だから、そういうものがないかどうかの確認をするということが主体となっていくのではないかと
いう気がしている。そこのところは切り分けて考えていくことにしよう。

よろしいか。

○（住民会議）はい。

○（座長）もう一度、危険な箇所をもう一度見回してみてくれないか。その後、現地に行っていないので、一番あなたたちが近いから、現場に行ってみてよく見てきてほしい。

それからもう一つはさっき言ったグレーゾーンの話。残すもの、残さないものとの境界のところはどう対応していくのか。それから、既存の設備でも、これからまた使っていく過程での維持管理はどうやっていくのかという話も質問の中にあっただけで、それもちゃんと整理して、議論していく方向性ぐらいはちゃんと出してほしい。それもまとめて、持ち回りの中で対応していく。

IV 審議・報告事項

1 専用棧橋の存置期間の延長に伴う豊島廃棄物等処理施設撤去等事業の今後の主な工事の概要の改訂（審議・報告）

○（県）昨年1月に開催した第44回の管理委員会においてご審議いただいた事業の今後の主な工事の概要について、その後の進捗状況や当撤去等検討会における検討状況等も踏まえ、改訂するものである。

1. 改定の概要のところ、専用棧橋の撤去時期について地元関係者と協議した結果、平成34年度まで存置することについて合意を得たことから、北海岸や承水路下のトレンチドレーンについて、バルコンや専用棧橋を利用して搬出することを踏まえまして、第Ⅱ期工事で撤去することとしたものである。

その他、スケジュールや専門家の指導・助言等の時期について、時点修正を行った。

それでは、改定内容について具体的にご説明申し上げます。次のページの別紙1、A3用紙を折り込んだものをご覧いただけたらと思う。

変更箇所には下線を付して、まず、左端の区分のところ、上から二つ目、②スラッグステーション撤去工事がある。その行をずっと右に行くと、スケジュールの欄のところ、坂出スラッグステーションを予定どおり撤去したということで、最後に「(坂出はH30. 3. 10実施済)」と記載した。

それから、上から三つ目の③直島中間処理施設及び関連施設撤去関連工事のところ。これもずっと右をご覧いただいて、一番端の今後の主な取組み、専門家の指導・助言等

の時期の欄をご覧いただき、実施計画の受領、検査に関する専門家の指導助言等の時期は、これまで検討中と記載していたが、今回、「29・30年度中」と記載した。また、その下に「撤去等完了の確認」の項目を今回加えて、専門家の指導・助言等の時期を30年度中とした。

次に、豊島内施設撤去関連工事のうち⑤第Ⅰ期のところのスケジュールをご覧いただくと、下線部のところ、概要のところでも申し上げたとおり、専用栈橋の撤去時期について地元関係者と協議した結果、平成34年度まで存置することについて合意を得たことから、北海岸や承水路下のトレンチドレーンは、バルコンや専用栈橋を利用して搬出することを踏まえ、第Ⅱ期工事で撤去するとした。

次に、第Ⅰ期の中の豊島中間保管・梱包施設及び関連施設撤去工事だが、撤去工事が完了したので、スケジュールの欄に「(H30.3.15実施済)」と記載するとともに、右側の今後の主な取組み、専門家の指導・助言等の時期の欄のところ、実施計画の受領、検査に関する専門家の指導助言の時期を29年度中と記載して、撤去等完了の確認の項目を加えて、その指導・助言の時期につきましては、H29年度中とした。

次に、⑥第Ⅱ期のところのスケジュールだが、先ほど第Ⅰ期工事でご説明したが、「専用栈橋の撤去時期は、第Ⅱ期工事で撤去する」となったことを受けて、「北海岸や承水路下のトレンチドレーン、承水路、バルコン及び専用栈橋の撤去工事も同時に実施する。」と記載した。

次に、⑦遮水機能解除関連工事、⑧処分地整地関連工事のところの内容の欄で、これまで「豊島廃棄物等管理委員会」としていたところを、「豊島廃棄物等処理事業フォローアップ委員会」に変更した。

それでは、裏側の豊島処分地内施設平面図をご覧いただきたい。左側の凡例下の※印、今回の変更のところだが、第Ⅰ期工事から第Ⅱ期工事へ変更したものを記載している。番号でいうと、11-1、11-2、22、23、24。凡例のところご覧いただくと、11-1が承水路、11-2が承水路下トレンチドレーン、22が積替え施設、23がバルコン、24が専用栈橋。これらについては、これまで第Ⅰ期工事の青色で表示していたが、今回から第Ⅱ期工事の緑色に表示してあるので、その位置等について、平面図でご確認いただきたい。

○(座長) はい、いかがでしょうか。これは、随時改訂していくためのものであるが、今回、専用栈橋の件で大きな変更があったので、その変更分を入れて見直しをしていただいた。

そうした中では⑤の第Ⅰ期というところで、地下水浄化対策及び管理施設、処分地内道路を除くと書いてあるけれども、高度排水処理施設は地下水対策の中に入れて考えていけばいいのかな。だから、専用栈橋と遮水壁の話は、文言として前に出しておいたほうがいいのではないだろうか。「地下水対策及び管理施設と、専用栈橋、遮水壁など

を除く施設の撤去を行うもの」ということで、この際、大物は名前もちゃんと出して。

そうすると、第Ⅱ期のほうには、第Ⅰ期以外のすべての施設の撤去を行うということだけれども、ここも大物の名前は出して、「高度排水処理施設、専用栈橋、遮水壁等を含む、第Ⅰ期以外の全ての施設の撤去を行う」というような形で、少しはっきり施設が特定できるように入れてもらう。よろしいか。

- （県）はい、承知した。
- （座長）これは、ちょっと過去の話になるのかもしれないが、承水路の下の碎石だとかは、最初から第Ⅰ期工事に対応することになっていたのだろうか。
- （県）はい。承水路下のトレンチドレーンについても、最初から一応第Ⅰ期工事ということで設定していた。
- （座長）そうか。それを第Ⅱ期工事にする。
- （県）はい。
- （座長）ただ、ちょっと気になっていたのは、大問題になっていた北海岸のトレンチの碎石があった。これだと、それはどこに入ってくることになるのか。
- （県）北海岸のトレンチドレーンについては、番号でいうと2番である。これは、変更してないが、もともとⅡ期と設定していたが、やはり専用栈橋の撤去時期のことを考えると、Ⅰ期工事ですべきではないかということで、この後に説明します資料の中では、Ⅰ期工事に含めてやっていこうと考えていた。
- （座長）いや、ちょっと待って。この後の資料の中では、これ、Ⅰ期工事でやるような書き方になっているのか。
- （県）いえ、表上ではなっていなかったのだが、次の資料Ⅱ／2のところではⅡ期工事の中に含めて記載していた。
- （座長）ちょっと、また混乱するような言い回しになって。
私の記憶では、トレンチドレーンの碎石の話は、専用栈橋が撤去する前にやらなければいけないということで、もうそれこそ急いでやりましょうよという話の計画が出てきたよね。ところが、それはおかしいのではないかという議論になって、それで、検討

していたのがこれまでの経緯。有効利用も考えてみたらどうかというような話でやってきたわけでしょう。

だから、提案は、第Ⅰ期の分でしたいという要望があったよね。ところが、それはしないで済んだというのが今回の案になるわけね。

○（県）はい。

○（座長）だから、それに合わせて、この後ろの資料も出来上がっているのでしょうか。第Ⅱ期工事で。

○（県）はい。

○（座長）そうか。じゃあ、そういう格好でね。その旨はちょっと言っておいていただかなければいけないと思う。

○（県）資料２で説明する予定だった。

○（座長）そうか。ただ、ここでも、口頭でいいから、トレンチドレーンの撤去、碎石の入れ替えなどは、元どおり第Ⅱ期工事で対応していくことにするということは言ってもらわないといけないと思う。今までここで議論してきた話であるから。

2 平成29年度に実施あるいは検討する撤去工事等の概況（その2）（報告）

○（県）その2としているのは、前回1月14日の検討会で報告したものの続きという意味である。

まず、2の豊島中間保管・梱包施設及び特殊前処理施設並びに豊島中間処理施設の撤去工事の実施状況と今後の実施予定であるが、表1の実施状況の概況に記載の内容については、前回と同じである。また、この後、資料Ⅱ／3-1のところでもご説明するので省略させていただく。

2ページ、3の、中間保管・梱包施設以外の豊島処分地内施設撤去関連の第Ⅰ期工事の実施状況と今後の実施予定である。

表2の左側の番号につきましては、表下に記載しているとおり、先ほどご説明した資料Ⅱ／1の別紙2の豊島処分地内施設平面図に表示の番号である。それと、先ほど委員長のほうからお話いただいたが、Ⅱ／1のところ専用栈橋の撤去時期が、地元関係者と協議した結果、34年度末まで存置することについて合意を得たという説明のところであるが、その結果、前回の資料のところではこの表の中に今回Ⅱ期工事に変更し

た専用栈橋、ベルコン、積替え施設、それと承水路等について、この表からは今回から削除させていただいて、Ⅱ期工事の中でご説明することとさせていただきます。

また、トレンチドレーンの話であるが、もともとトレンチドレーンについてはⅡ期工事に入れていたが、先ほどの話であるが、専用栈橋がある間に撤去をとということで、表2にトレンチドレーンについても加えていたが、これもご案内のとおり、表2から除いて、本来のⅡ期工事の中で行うこととした。

5番の排水路、27番の見学者階段及び転落防止柵については実施済みでして、右端の実施状況の欄にその工事期間を表示している。

28-1、橋梁式新設運搬路については、後ほど資料Ⅱ/3-2でご説明するが実施中である。

28-2、新設運搬路、29、混合ヤード、30、仮置きヤード、31、溶融助剤置場については、実施済みで、仮囲い、敷鉄板、水路などを撤去した。

9、配管、10、貯留トレンチ、18、送水管については未実施であるが、これらについては、一般土木工事の仕様書や「豊島廃棄物等処理施設撤去等事業における一般的な工事の実施にあたっての手続き」に基づいて、適切な時期に発注を行うこととしている。

19-2、A3井戸、19-3、B5井戸については、この地点の地下水浄化が完了していないので、29年度では撤去は実施しないとしている。

一番下の25、日通の倉庫については、日通さんのほうで既に実施済みである。

3ページ、4、その他の撤去工事の実施状況と今後の実施予定、表3で、スラグステーションであるが、坂出のスラグステーションについて、この3月10日に撤去工事を完了しており、その状況については、後ほど資料Ⅱ/3-4でご説明したいと考えている。

次に処分地内の応急的な整地である。昨年11月から工事を実施中である。これにつきましても後ほど資料Ⅱ/3-3でご説明する。

最後に直島側の専用栈橋だが、撤去工事自体は平成31年度以降に予定しており、現在、工事の内容、実施時期、工法等に加えまして、関連する環境計測の内容等を検討している。

○（座長）さっきの変更を受けての話なのだということを、どこかに記載しておいてくれないか。変更を反映したものであるということをおね。

○（県）はい。

○（座長）もう少し丁寧に書くのなら、そこで専用栈橋とか、そういうものは第Ⅱ期工事のほうに行ったよということを入れておいてくれれば、もう少し親切だと思う。

3 各施設等の撤去等の実施状況

(1) 豊島中間保管・梱包施設及び特殊前処理物処理施設ならびに直島中間処理施設の撤去等の実施状況（その3）（報告）

○（県）前回検討会での報告に続いているので、その3としている。

これまでの手続き状況だが、表1は豊島施設である。前回報告したとおり、除去・除染業務は株式会社村上組で、昨年6月30日から9月30日の工期で、既に実施済みです。解体撤去については、谷口建設興業株式会社で、昨年の10月5日契約から今年1月9日までの工期で実施している。

2ページ目の表2は直島施設である。こちらも前回報告のとおり、除去・除染業務を株式会社ピーエス三菱、昨年6月30日契約から今年3月31日までの工期で実施している。

続いて、現在の工事の実施状況である。まず、豊島中間保管・梱包施設と特前施設の解体撤去であるが、実施計画に基づいて昨年11月22日から工事を実施しており、3月中旬に完了する予定である。なお、中間保管・梱包施設のアスファルト舗装の撤去についても、検討会の先生方のご了承を得たうえで実施計画の一部を変更し、解体撤去工事の中で対応している。

写真は、今年1月以降の状況である。ピットの解体、重機による分別、施設撤去廃棄物等の保管、搬出の状況を載せている。

次に、2) 解体撤去中の作業環境測定についてだが、別紙1はこれまでの作業環境測定結果をまとめたものである。この2ページ目が豊島の撤去等実施前の測定結果、3ページ目が除去・除染作業中の測定結果、そして4ページ目の表3が解体撤去中の測定結果で、この一番下の欄、解体撤去作業中のバックホウのキャビン内で、というところで、1月12日に粉じんの測定を実施した結果が今回新たに報告するものである。粉じん濃度は0.18ということで、管理濃度0.9を満足していた。この測定結果については、2月15日に開催された健康管理委員会で報告済である。

次に、3ページ目の3) の解体撤去中の環境計測についてだが、別紙2はこれまでの環境計測の結果をまとめたものである。この2ページ目が豊島の除去・除染作業中の結果、3ページ目が解体撤去工事中の結果であるが、3ページ目の一番下の表8のところ、12月21日に実施した排気の調査結果、前回検討会では分析中となっていたが、今回結果が出てきて、評価基準値を満足した。

資料3ページの4) の委員による現地確認の実施ということで、2月16日に、永田先生にお立会いいただいて、豊島施設の解体撤去等の状況を現地でご確認いただいた。1月から2月にかけて、荒天等の影響により施設撤去廃棄物等の搬出が滞っている状況であったことから、先生からは、安全と環境保全に配慮して計画的に実施していくよう意見があり、搬出計画についてあらためて受託者と協議し、以降の搬出作業に反映し

ていた。

4 ページ目、直島中間処理施設の状況だが、除去・除染作業を昨年7月24日から実施しているが、今年1月以降の状況を報告する。4 ページの写真は、有効活用を予定している設備等の状況である。堆積物の除去作業、建築構造物の清掃作業が完了して、きれいな状態である。

5 ページ、解体撤去を予定している設備等の状況だが、昨年10月10日に負圧集じん機を設置し、作業場を負圧管理して除去・除染作業を実施中で、また、今年1月下旬からは、溶融炉を解体しながら除去・除染を実施している。写真はその作業の状況である。

6 ページ、設備等の除染完了の確認については、「堆積物の除去・除染作業ガイドライン」に従って、各設備等で作業監督者が除染作業の終了を目視により判断したうえで除染完了確認調査を実施しており、除染完了の判断基準以下であれば、作業を完了することとしている。写真のように、汚染のない水の中に試料を6時間程度漬けこんで溶出試験を行った。

その結果が7ページの表3のとおりである。35試料で確認調査を実施予定であり、このうち数字が入っているところ、18試料は検査結果が判明し、除染完了の判断基準以下でしたので、これらの設備等については堆積物なしと判定して、除染作業を完了している。

8 ページは、直島の除去・除染中の作業環境測定で、別紙1の9ページからが直島の測定結果で、9ページが撤去等実施前、10ページから13ページが除去・除染中の測定結果である。前回の検討会で、昨年10月25日～27日に実施した作業環境測定の結果、空気中のダイオキシン類濃度が管理濃度 2.5 pg-TEQ/m^3 を超過しており、粉じんや鉛も管理濃度を超過していたことを報告していたが、その後、2回目の作業環境測定を12月18日～20日に実施した結果、表5-1、5-2、5-3、5-4で記載しているように、測定した地点全てにおいて管理濃度に満足していた。

この測定結果も、2月15日の健康管理委員会で報告済である。委員長の須那先生からは、作業従事者の安全に継続して配慮するよう、意見があった。

現在、デジタル粉じん計を設置して測定項目との相関を把握し、管理区域の決定に用いているところだが、引き続き、管理区域内の湿潤状態を確保して粉じんの飛散を抑制させるとともに、作業従事者は安全側をとってレベル2以上の保護具で作業を実施している。

3回目の作業環境測定を2月13～14日に実施して、現在分析中である。

本編の資料8ページに写真を付けている。負圧集じん機の設置やクリーンルームの設置などの作業環境対策の状況を載せている。

次に、9ページ、除去・除染中の環境計測結果で、別紙2、5ページが直島の除去・除染作業中の結果だが、この一番下の表12の、11月30日に実施した排気の調査結

果、前回の検討会では分析中であったが、今回結果が出てきて、評価基準値を満足していた。

また元の資料の9ページに戻って、5)は委員による現地確認についてである。直島も2月16日に、永田先生にお立会いいただいて、有効活用を予定している設備等の堆積物の除去作業等の完了状況や、熔融炉、ロータリーキルンなどの設備等の除去・除染作業の状況をご確認いただいた。写真はその時の様子である。

先生からは、解体撤去し廃棄される設備等だけでなく、有効活用される設備等に対しても、いずれも除去・除染並びに清掃作業が実施されており、こういった状況は今後の同様な施設の参考にもなると想定されるので、これらの作業状況について資料としてまとめておくようにというコメントもいただいた。

また、作業従事者の安全に継続して配慮することや、設備を譲渡する際にはあらためて有効活用先となる関係者に確認をしてもらうよう意見があったので、これらについても引き続き対応していく。

次の10ページ、今後の実施予定である。豊島の間保管・梱包施設は、3月中に全ての解体撤去工事が完了する予定で、資料の文章では、印刷の関係で「フォローアップ委員会委員による撤去完了の確認を予定している」と記載しているが、松島先生にご意見いただいたように、3月15日に先生に現場にて撤去完了をご確認いただいている。

直島中間処理施設は、引き続き、熔融炉を解体しながら除去・除染作業を実施するとともに、設備等の除染完了確認調査を実施する予定である。

また、除去・除染後の施設の一部解体撤去工事については、撤去等の基本方針等に準拠するとともに、県が実施する一般的な建築物の解体工事と同様な発注手続きを進めている。

- (座長) 作業環境なので須那先生、何かコメントがあれば。

- (委員) 廃棄物の処理施設の解体ということで、やはり最初の除染作業のときにどうしても濃度が高くなるという。これはもうどうしようもなく、建物の中でわりと照度が低いところでの作業なので、作業する方の安全性が危惧されたケースもあるようなので、そのあたりで引き続き安全に作業するように、事業者の方は配慮してくださいという、そういう話はさせていただいた。

- (座長) ありがとうございます。
それから、松島先生には、さっき3月15日に確認に行っていた話もあったが、どうぞ、何か追加であれば。

- (委員) 本来は、豊島の建物及び水路、それに杭の除去を確認しに行ったということな

ので、それについて説明させていただくと、まず、建物や杭をどこまで除去するかというところ、普通は、杭の頭とか、基礎の上までというけれども、この場合は、基礎体の下の割栗石の捨てコンまで全部取っているということで、ちょっと普通では考えられないぐらいに気を使ってやっているの、そういう点では、全て除去をしているということを確認した。

逆に、どこにあったのかというのがなかなか見つけにくくて、図面と照合するのが大変であった。

○（座長） どうもありがとうございました。いかがだろうか。

ちょっと冒頭、話題になったピットの跡の話だが、基本的に、今、谷口建設興業というところがやっていることになっているのだね。ここに示したマニュアルとか、ガイドラインではどういう書き方をされていたのか。ああいうものが出てきたときに、どう対処するべきか。そこから改定しないといけないのかなと。

○（県） 作業現場の中になるので、当然、入口のところにはゲートを置いて、作業員、ガードマンが付いて、それ以外の者は絶対に作業の中に入らないと、そういう管理の下でやっている。

○（座長） 基本的には、今のあの場所自体はちゃんと囲われた一つの区域の中に入っていて、外から入ってくるには、一つ、そこが防護になっているよね。

○（県） そのルートは道路しかないの、その入口のところで必ずガードマンがいて、という対応をしている。

○（座長） ちょっとあそこの近くまで寄って行ったんだけど、処分場のほうからも入ってこれそうだしね。もうだいぶ解体が済んでいるから、ちょっと何となく区分けがつかないような状態になっている。最初的时候にはきちんと囲ってあったかもしれないけれど、それがどんどん解体が進んで、コンクリート殻とかがいろいろな所に積まれていく過程の中では、そういった境界がはっきりしないなど。

○（県） はい。

○（座長） だから、そういう状態のときの、もしかしたら外部の人たちが入ってきたときに、何か事故を起こしてしまう可能性があるようなところに対しては、どう対処しなければいけないのかということを整理したほうがいいと思う。

マニュアルなのか、ガイドラインになるのか、改定をしないといけないのかもしれない

いなという気がしてきてね。話を聞いている間に。ちょっと考えてみてくれないか。

○（県）はい、分かった。

○（座長）通常の、最初に工事に取りかかって、養生をやって入口なんかも決めて、そこからしか入れませんよという状態の中では、そういう穴があっても、それは作業者が十分安全管理上分かっているというような判断の下で、そういうのはある期間あってもしょうがないのかなというふうにも思うし、十分対応はできていると思うけれども。そういう人ではない人たちが紛れ込んで入ってきたときに何かあると困るという思想でのまとめ方になってくると思うので。考えてみて欲しい。

それからもう1点は、3ページ目の、私がちょっと言った話で、3月19日までの工期になっているわけだから、もう月曜日までだよ。あのときは、天候の影響で船がなかなかつけられない、荷積みができないという話だったのだが、それも改善されて、計画はうまくいくようになったのか。ちょっとそこを説明してくれないか。

○（県）まず、比較的小さな船を利用して、フェリータイプの船だったのが、それを栈橋に着けるとなると、冬場だったので、なかなか栈橋に着けられなくて、そういうのが何回か続いて、なかなか計画的にできていなかったというのが実情で、それを先生のほうにご報告させていただいた。

その後、大きなガット船タイプを利用して、それを搬送する計画をつくっていただき、それで、基本は大きな船を利用して運んだといったところが一つ。

それと、島内の道を一部、本当にわずかだが、大きな船を使ってほぼ船で出せるようにはしたが、一部はやはりそういったトラックに乗せて運ばなければいけない部分については、栈橋ではなくて家浦港を一部使わせていただいた。それについては、豊島住民の方々にご相談させていただいて、それについても、この日の何時のこの船に利用するという計画を住民側に事前にご相談させていただいたうえで、何度か利用させていただいた。

○（座長）それで、19日までには片付くという。

○（県）そうである。

○（座長）これは報告書をまとめるから、今のような、いや、島内の道路を活用させてもらったんだという話は、特例としてそういうことをやりましたということに記載しないといけないと思っている。あまりそういうことをお願いしたくないなという気持ちでいたのだが、どうしようもないという状況が、天候の影響なのでしょうがなかった、ま

あ、ご了承もいただいた。はい。

それから、除染・除去、それから撤去、一部有効利用の施設、特に直島のほうは有効利用を図っていただく施設を私も見せていただいたが、かなり徹底的にやられて、前回のときも受け手側の三菱マテリアルのほうも、十分だということで喜んでおられたということになるのだが、ちゃんと受け渡すときには確認も取っていただくということにしたいと思っているが。

除染を担当されたピーエス三菱さん、何かコメントはないか。そういう意味では、ご苦労されたところもと多いのかなと思っているが。

- （ピーエス三菱）現状を申すと、北棟のほう、マテリアルさんに譲渡するほうのエリアに関しては、先生にも見ていただいたとおり、設備の中の除去・除染は終了しており、また、マテリアルの上層部の方にも、ほぼ、12月の段階で一度、こういう除去・除染の仕方でいいのかということをしつかりと、方向性がいいのかどうかという確認をしていただき、その了解の下にほぼ終了している。

現段階では、ほぼ、設備の中の除去は清掃を終え、今、構造物、建屋の壁、床、それとあとシャッター関係とか、もうちょっと手入れをできるところはできる限りはして、譲渡したいと思っている。

また、鉄関係とか、海沿いで塩害を受けるところがあるので、そういったところは若干ちょっとでもオイルとか作動油とか、ちゃんと再稼働できるように、そのへんはある程度メンテナンス等をちょっと施して引き渡しを行おうと思っている。

- （座長）どうもありがとうございました。

特に熔融炉のところは、かめの部分に相当熔融スラグが堆積したような状態で、この解体、除染と解体が同時に行われるようなご了承も得ているが、そういう状態だったのだろうか。つくられた後藤さんもおられるが、見られてどうだったか。参考になる話ではないかという気がしている。これだけ使うと、こういう状態、ある程度想定はされていたのかもしれないが、こういう状態で、まだまだ構造的にはしっかりしているなど思うけれども。何かコメントはあるか。

- （クボタ環境サービス）私自身はまだ見ていないので、どこかのタイミングで一度、ピーエスさんにも日程調整させていただきながら、見せていただきたいと思う。

- （座長）これはぜひ見たほうが良いと思う。安岐さん達は行かれたか。

- （住民会議）行っていない。

○（座長）特に、廃棄物処理施設を撤去するというだけの話ではなくて、有効利用するときはどう対応していったらいいか。これから、あるいは日本はそういうことも考えていかなければいけない時代になってくるのかなと、インフラの有効活用というのは重要な話になってくるかと思っているので、ちょっと見ていただくといいなと思う。

私の関係で申し上げておくと、PCB処理施設も撤去の話が出てきていて、ぜひ、その関係者の方にもここを見せたいなど。この撤去の中で、ガイドラインやマニュアルを参考にはしてもらっているのだが、実態としてどういう作業が行われて、必要になってくるか、どのぐらいまできれいになるかという話を、今のうちに少し見せてもらったり、あるいは、現場の今のピーエスの関係者の方にお話を伺ったりすることは必要なのではないかと。せっかくやることなので、これからのいろいろな対策に生かしてもらおう、それはいろいろな分野の人たちにも生かしてもらおうということは必要かなと思う。

われわれも見せてもらうチャンスがあれば、県に連絡すれば、見ることができるかと思う。

それから、ちょっと資料の3-1で、例えば直島のほうの作業中のところの記載では、5-2、除去・除染中の作業環境測定結果で、5-2とか5-1の表の中には、ダイオキシンの管理目標がダイオキシンは 2.5 pg-TEQ/m^3 、粉じんは 0.2 mg というのは書いてあるのだが、これと同じ資料が前のほうに豊島の分として存在していると思うけれども、これは違うのだろうか。3の資料とか、表2、表3というのは違うのか。撤去作業中の環境測定、それから、除去・除染中の作業環境測定というのは、違うのか。

○（県）すみません、委託業者から上がってきたフォーマットを基にしている関係で、ちょっとフォーマットの形は違うけれども、同じに合わせることは。

○（座長）いや、同じに合わせるというか、基本的には同じだとすると、何が言いたいかという、基準値みたいなもの、管理目標値とかそういうものが入っていないと分からないでしょうという話。後ろのほうにはみんな入っているのに、何でこちらには入っていないのかと。

○（県）すみません。はい。

○（座長）だから、ここには、ダイオキシンのほうは 2.5 pg-TEQ/m^3 が入って、基準は同じだね。粉じんのほうは 0.9 が入るのだろう。

○（県）そうである。

○（座長）ちゃんとそういうものもチェックして、表の形もだいたい同じに書かれていると思うので、そんなに大きな違和感はないのだが、その数値はちゃんと入れるように、見たときに分かりやすいようにしてくださいよと。基準に適合しているかどうかというのは、それぞれの表には必ず併記されているという原則にして欲しい。

○（県）はい。

○（座長）それから、特に作業環境のものは、幾何平均値とか、第1評価値とか、D値とかいろいろ出てきたりするので、それなりの解説の文書を付けたもの、どうやって読むのかというのを1枚付けてもらって、そこで管理区域が決まり、それに合わせた防護体制でちゃんと作業をやるのだよ。で、それ、県のほうはたいがいそれを1段上の防護体制で対応していると思うので、そういう話ももし書きたければ入れて、ちゃんと書いた資料を別紙として付けてもらおうと、読んだ人が分かりやすいということになると思う。よろしく願います。

○（県）はい。

（2）橋梁式新設運搬路等の撤去工事の状況（その3）（報告）

○（県）前回検討会に続いて、今回、その3ということで、現況を報告する。

これまでの手続き状況は表1のとおりで、前回の報告内容と変わっていない。

3が、現在の工事の実施状況と今後の予定である。昨年7月から撤去を開始しまして、覆工板、主桁、杭基礎等を撤去した。今後、橋台の撤去を行うが、中間保管・梱包施設の解体工事との錯綜を考慮して、中間保管・梱包施設の解体撤去後に実施する予定としており、裏のページの表2のスケジュールのとおり、3月中旬以降に撤去を実施し、3月中に完了する予定である。おそらく最終の週ぐらいになると思う。

写真3は、3月2日時点の橋台の存置の状況の写真である。

【3（2）から3（4）は一括して議論】

（3）処分地内の地下水等対策と安全対策に伴う応急的な整地の状況（その2）（報告）

○（県）こちら前回検討会に続いて、その2ということで、現況を報告する。

表1のこれまでの手続き状況、こちら前回報告内容と変わっていない。

現在の工事の実施状況と今後の予定だが、昨年11月に工事を開始し、整地を行いながらコンクリートヤードと井戸側の一部の施工が完了したところで、引き続き井戸側の施工と整地を行い、今月で工事が完了する予定である。

施工状況の写真を付けている。コンクリートヤード、井戸側など、いずれも地下水浄化対策の関連工事となる。黄色で囲ってあるコンクリートヤードでは、油混じり水が付着した土壌の洗浄作業を行い、写真のような洗浄装置が置かれている。

2 ページの写真は井戸側の設置状況である。つぼ掘りの湧水で排水基準を超えていた箇所が7か所あったが、整地後も揚水浄化できるように、整地の際にこうした井戸側を設置して、地下水が集められるようにしてから、つぼ掘りを埋めている。

3 ページ目の図は、前日も添付した整地後のイメージ図の図面を付けている。

【3 (2) から3 (4) は一括して議論】

(4) 坂出スラステーションの撤去工事の状況 (その3) (報告)

○ (県) こちらも前回検討会に続いて、その3ということで、現況を報告する。

表1のこれまでの手続き状況、こちらも前回の報告内容と変わっていません。坂出スラステーションは、施工箇所が広範囲になることから3工区に分けて発注している。

裏のページの写真だが、昨年10月に工事を開始して、全ての工事が完了している。写真2は3月12日の撮影で、構造物が撤去され、整地が完了している。

【3 (2) から3 (4) は一括して議論】

○ (座長) さっき、安岐さんのほうから、3-2のところでは、橋台のところに配管がどうのこうのというのは、この写真の中では見えないのか。

○ (住民会議) 写真の斜めになっている下のところに、斜めに入っている、あれが配管だ。

○ (座長) 裏のページの、ああ、これね。これを移動させたりという必要性はないのだね、これを撤去するに当たって。それから、傷つけたりは当然しないわけだね。

○ (県) 差し当たってはいい。気を付けて作業をする。

○ (座長) 微妙な位置にありそうだなという感じは受けるので、注意しながら進めるといいこと。これは地中に埋まっていたものが今、出てきているという感じで見ればいいのか。この配管も。

○ (県) はい。

○ (座長) その表面の状態だとか、そういうのは、大丈夫か。

- （県）はい、それは大丈夫だと思う。
- （座長）それから、次の資料でちょっと前から気になっているのが、今回の資料でも気になっているのは、コンクリートヤードという言葉が、ちょっと何か違和感を覚える。確かに、下がコンクリートを打ったヤードになっていて、地下浸透しないようにしているのだろうが、やるのは、さっき出てきた油で汚染された土壌、土砂の洗浄設備があるのだろう。それが主体。
- （県）そう。掘り上げたものを。
- （座長）いやいや、それが主体なら、その名前を付けなくてはいけないのではないか。コンクリートヤードというと、何なんだろうという。この資料はもうしようがないが、前にコンクリートヤードと呼んでいたところは、今後、こういう呼び方をすると。次から出してくる資料ね。フォローアップ委員会も含めて。それは名前をちゃんと整理して欲しい。
- （県）分かった。
- （座長）いろいろなところに使っているし、次の3ページの図面の中にも入っているので、もし、次にこれを使うなら、こういうところも直していってもらわないといけないことになるが。そこは、施設の名前を付けたりするときには、それを見たら何をやろうとするものなのかということが分かるような名前の付け方を考えて対応して欲しい。一度付けると、変更するのはそちらもなかなか大変だろう。だから、じっくりそういう点を配慮して対応して欲しいと思う。よろしく願います。
- スラグステーションのほうも、第1工区から第3工区までであるというけれども、次のページの図1には示せないものである。工区ということで。
- だから、こういうところも配慮が足りないような気がする。工区と書いてあると、ついつい、それはどういうところなんだろうと、内容を見ていくと、ちょっと違うのかなと思いつつも、かかっている、対象となる場所が違うから、こういう書き方になってくるのかなと思うが、そういう点が分かるような、図面が付いているんだから、そこにちょっと工区を入れてやれば、それで済む話である。そういうことをちゃんとやって、独立した資料としてこの資料が有効活用できるようなことを常に考えてやって欲しい。資料づくりの原則だと思う。
- （県）分かった。

4 豊島中間保管・梱包施設及び特殊前処理物処理施設の撤去等報告書の目次案（審議）

- （県）前回の検討会で、永田先生から、こういった工事の実施状況については、今後、他の同様な施設で参考になるので、報告書の形にまとめて残しておいたほうが良いのではないかというご提案をいただいたものである。

豊島の中間保管・梱包施設、特前施設の撤去等については、この3月で終わるが、直島の間処理施設については、これから解体撤去作業を行っていくということで、こちらは来年度までかかるので、まずは豊島のほうが終わった段階で一つの報告書ということで取りまとめてもらいたいとのことで、今回はその豊島のほうの報告書の目次案になる。

1は今回の撤去等の業務の基本方針等、2は対象施設の範囲及び概要、3は撤去等の手続き方法、発注書の内容というか、要点のようなものを書くようになるかと思う。4は撤去等の実施事業者、5は撤去等の期間。6は除去・除染の実施ということで、実施体制、環境保全対策、安全確保対策、除去・除染の作業内容について、ここには中間保管・梱包施設の保管ピットやゴミクレーン、投入ホッパなど、設備ごとに記載。特前施設も、切断機、ドラム缶反転装置など、設備ごとに、それからその他、環境集じん設備、地下排水ピット等、それから建築構造物についても作業状況を記載する。

裏のページに移って、作業環境測定結果、除染完了確認調査結果、除染作業に伴う排水管理、設備等からの作動油等の回収、アスベスト・リフラクトリーセラミックファイバー・フロン類への対応、除染等廃棄物の集積、環境負荷項目の計測及び集計といった内容を記載する。

次の7番の解体撤去工事も、同じような考え方で記載項目を並べている。

それから、大きな8番で施設の撤去等に係る環境計測結果、9番で委員または技術アドバイザーによる撤去完了の確認、10番で情報の収集、整理及び公開といった内容を記載する。

最後に、参考資料として、検討会で作成した基本方針、計画、ガイドライン、マニュアルなどを添付するというもので考えている。

- （座長）まず、目次案があるが、これはいつまでにまとめりそうな状況か。
- （県）報告が挙がってきているものからまとめていって、前回の検討会でもあったのだが、概ね2カ月ぐらいの作業時間は欲しいなと考えている。
- （座長）2カ月だと、4月と5月。
- （県）はい。

○（座長）通常は、3月19日に終わるだろう。その報告はいつごろもらえることになるのか。

○（県）当然、その3月、いろいろな追加の情報もあるかもしれないので、そこでいったん業務が終わるので、そこでいただけると。

○（座長）そうか。それ以外の報告書もいくつか、もうもらっているわけか。それをつなぎ合わせてここにまとめていくという格好になって、それがだいたい2カ月ぐらい。

○（県）はい。そのイメージで、合間をぬってやっていくと2カ月。

○（座長）分かった。よろしいか。

ちょっとまだ、次年度の撤去の検討会の日程をはっきりは決めていないのだが、次回開くまでの間には、この報告書はまとめてもらえるという感覚で、今の話だと理解していいかなと思っている。よろしいか。

もし、もうちょっと時間がかかるようなら、ここの間の、これが章だとすれば、章、節、項までもうちょっときちんと書いてもらおうと分かりやすくなるかと思ったので、それをつくってもらおうかと思ったけれども、その前に報告書が出来上がりそうなので、まず一次の報告書案でいいので、各委員に送っていただいて、コメントをもらったかどうかと思う。よろしいか。

そうすると、あまり急がずのもあれだが、6月ぐらいには何か報告書の案がもらえるぐらいの感じで、ちょっと1カ月ぐらい余分にとっているが。

それから、2ページ目の環境負荷計測及び集計というのは、どうやって見ていくのか。その下の解体撤去等の実施、これは、今のは除去・除染の中での話か。環境負荷項目の計測。

○（県）除去・除染のほうでも、解体撤去のほうでも、インプットしたもの、アウトプットされたものをまとめるようにしておくので。

○（座長）そうか。そうすると、それをまた統合したものが欲しくなってくる。だから、全体をまとめたものとして、何か章を出さないといけない。今だと、これは別々の業者に頼んでいるのよね、きつとね。全部。

だから、それごとにまとめていたほうがいいだろうということでもとまっていて。それは、さっきの話ではないが、統合して、豊島分だけを抜き出して。それは何か章が必要になってくるのかもしれない。それは考えてもらいましょう。

それから、前に中地さんが言われた廃棄物とか何とかの話は、6の項目に入っているのかな。施設撤去廃棄物等の分別及び処理委託という格好で入っているのだね。

○（県） そうである。

○（座長） そういうことだね。この除去・除染廃棄物の集積というところまで出てくるけれど、これをどう処理したかと、結局これは最終的には直島に持って行って処理すると。

○（県） はい、直島に持って行く。

○（座長） それで、ここの集積だけで止まってしまうと、その後が出てこないように見えるけれども、表題の中でちょっと何か入れておいたほうがいいかもしれない。「集積とその対応」とか、そんなのでもいいから。

○（県） 分かった。

○（委員） お願いだが、今までたくさん報告いただいて、かなり写真もいろいろ付けていただいていたので、面倒かもしれないが、報告書の中にはぜひ、写真をたくさん入れて、後から参考にできるようなものにしておいていただけるとありがたいと思う。

○（座長） はい、分かった。ぜひ。

○（委員） あと、今の話で、ものがどこからどこへ行ったかという流れもちょっと分かるようにしていただいたほうが。

○（座長） はい、分かった。

それから、今おっしゃった写真も、ただ載せて、下にどこの写真だというだけではなくて、写真の中にちょっと説明を入れていただけると、それはそれでまた内容がよく理解できるようになる。

あと、この作業環境測定結果というのが、7の（5）にも出てくるし、上のほうにもまた出てくるのが、環境計測結果が8で独立してあるのは、これは県がやったから8で独立しているわけだね。

○（県） はい。

○（座長） ところが、ちょっとやっぱり全体を俯瞰してみて報告書をまとめてみてください

いという話になったときには、環境計測があつて、作業環境がまとまってちゃんと章立てされて出てきていないというのは、ちょっと気になる。安全性の問題と、周辺環境への影響という二つの柱がちゃんとあるわけで。

だから、今話を全部ひっくるめていくと、頼んだところの報告書をそのままつなぎ合わせていけばいいんだというだけではないというところを、もう一度考え直してみてくださいませんか。目次案として。

○（県）分かった。

○（座長）その部分、それぞれ分離して発注したわけだから、それなりの理由があつて、そのところは意識してもらっていいけれど、それをきちんとまとめて豊島分として出していくといったときには、こうしなければ全体が分かりづらくなるよということで、その視点でこの目次はつくってみて欲しい。

よろしいだろうか。今の目次の修正に関しては、またこれも至急、さっき訂正なり追加の持ち回りで諮っていただく資料があると思うので、それまでにつくっていただいて、それと一緒に送って、各先生に見てもらってご意見を頂戴しておいて欲しい。そうやって対処していこう。

もしよければ、全体にわたって何かご意見等あるようなら、お願いしたいと思う。

○（委員）直島側の解体をしたときに、この部分は残してこういう活用の方法をすると。解体した、鉄骨などの処分はそうするという話になって、どこがどうなるのかというのを、先ほど写真だけ見せていただくと、分かりづらいところがあるので、そのへんもちょっと踏まえてしていただけたらありがたい。

○（座長）分かった。次回には、そんな資料をちゃんと出していただこう。

○（県）分かった。

V 傍聴人の意見

<豊島住民会議>

○（住民会議）2点ある。

1点目は、冒頭にあつた転落防止対策というお話でいうと、現場の整地作業のところで、例えば参考資料の2ページの写真1、写真2を見てもらうと、掘削現場というのは人の頭よりも高いところで、2mか2m50ぐらいあるので、当然、近くまでいくと、転落する可能性がある。例えば、資料Ⅱ／3－3の1ページの写真1に、整地作業の施

工状況というので、先ほど先生がコンクリートヤードという表示はどうかと言われた写真だが、これを見てもらうと、三角コーンも立てていない。一定の高さがあって、近寄ってはいけませんよというようなことを、もうちょっと警告するようなことを、入口に看板を立てるとか、何らかの形で、あるいは崩落しそうなところについては、三角コーンを立てて注意をするようなことをしないと、現在、見学者はそんなにないが、たまに島の美術館に行った後、一人で住民会議にも連絡せずに現場に立ち入ったりする人は、たまにおられるので、ちょっと注意する必要があるのではないかというのが1点目である。

2点目は、資料Ⅱ／2の2ページの表2、豊島処分地内施設撤去関連の第Ⅰ期工事における実施状況の概況という表について、その9番の配管、10番の貯留トレンチ、18番の送水管という、真ん中の三つについては、平成29年度の実施内容が撤去工事になっているのだが、実施状況は未実施になっている。3月、年度内というのはあと10日しかないから、やらないのであれば、来年度に持ち越しとか、未実施という表記は、このままではまずいのではないかと思うので、そのへんは工夫をしていただきたいと思う。以上。

- （座長）分かりました。まず、今言われたところは、確かに、これはどうするつもりだろうか。平成29年度の実施内容が撤去工事になっていて、撤去することになっている。それが未実施になっていて、もうこの時期まできたら、計画がおかしいだろうと。
- （県）指摘が正しくて、これは第Ⅰ期工事としての書き方で、表の中が29年度実施内容になっているところに撤去工事と書いているのが少しおかしいのかなと思う。第Ⅰ期工事の対象がこれだということで、撤去工事をしていくという意味合いで書いているので、少し表の書きぶりなりは考えさせてもらいたいと思う。
- （座長）そうすると、平成29年度実施内容といったところが違うということだろうか。ここは第Ⅰ期工事の内容だろうか。
- （県）そうである。
- （座長）ちょっとそこは重要な話で、前からこの表を使っていたから。例えば19-2で、この地点の撤去は実施しないというのは、29年度には実施しないということだろうか。
- （県）はい。

- （座長）ここは入り交じって入っているということになるが。
- （県）そういうことになるので、少し整理をさせていただきたい。
- （座長）何度も使っているうちに、あそこを書き換え、ここを書き換えで整合性が取れなくなってしまっていて。分かった。答えは何かというと、第Ⅰ期工事の中で、この配管や貯留トレンチ等は撤去することはするよと。ところが、29年度にはこれは実施しないんだということで、理解すればいい。
- （県）はい。どちらかというと、この表が、29年度の実施内容というより、工事の実施内容だけにして、右端のところは29年度中の実施状況と。
- （座長）そうなってくると、19-2などの書き方がおかしくなってくるということになるわけで。ちょっとそこはきちんと整理して欲しい。
- （県）はい。整理させていただく。
- （座長）よろしいか、中地さん。まず1点目。
- （住民会議）はい。
- （座長）いろいろ、修正、修正を重ねていくといろんなことが。
それから第2点目は、この処分地内の安全対策。ちょっとそういう意味では、これを見ても、つぼ掘り拡張のところは、まだ今、これは掘りっぱなしになっているのか。掘った状態で少し深めになっているよね。それから、その手前のところも。
- （県）つぼ掘りのFG34のところには、三角コーンなどを立てているのだが、中地さんがおっしゃったとおり、ほかのところではなかったりするところもあるので、これについては、看板を立てるかどうかも含めて、安全対策については至急考えたいと思う。
- （座長）それも、ちゃんとしたマニュアルでまとめて欲しい。マニュアルなり、ガイドラインになるか、ちょっとそこのところは分からないが、対応策をまとめて、さっきの資料と同じように対応してみてください。
- （座長）施設がある、ここではコンクリートヤードとなっているけれども、そこのところも、ここは何かの格好で人が入ってきては駄目だよと、二重の意味があるわけだけれども、囲っておいたほうがいいのか、それも入れて、そういうところとどういう格好、

そこも含めて、どのように対応していくのかというのは、ちょっと考えてみてくれないか。

それから、ちょっと気になったのは、中地さんが言われるように、無断でここに入ってくる見学者は、本当にいるのか。

- （県）正直、無断で入るということは、私どももないし、住民会議の方もいないので、おる可能性がゼロかと言われたら、ゼロではないんだろうなと。ただ、把握は正直、できては。
- （座長）あそこは、監視カメラなどは置いていないのだろうか。
- （県）監視カメラは置いていない。昔、置いていたのは、中間保管・梱包施設のところで、作業状況を見る分は、カメラであって、それは録画用ではなかった。今はもう既に整地になって、中間保管・梱包施設もない中で。
- （座長）いや、だから、安全対策のためにということだね。今はもう、Wi-Fi カメラみたいなものなら簡単に設置できるし、簡単に見られるのではないか。ちょっとそういうのもやっておいたほうが、安全対策上いい。そんなにお金がかからないでできると思う。
- （県）安全対策については、今、先生がおっしゃったことも含めて考えてみたい。
- （座長）特にあそこは排水施設が残っているわけだから、そこからの映像だとか、そういうのをやり、それから、人が入ってきたら、そういう意味では判別できるようなソフトだとか、そういうものもあるのではないか。
- （県）顔認識ソフトか。
- （座長）いや、顔認識までは言わなくても、移動体としての計測はできるかと思う。顔まで認識する必要はないのかもしれない。とにかくそういうのをやって、警告は発するとか。
あるいは、それがあったときには、会員のほうの iPhone なんかに知らせるとか、そういうことをやって、できるだけ、人はいないけど安全は確保するというような対応をしていったほうがいいと思う。
- （委員）これをちょっと見ると、井戸がいくつもある。これはどのぐらいの大きさか。人が顔を突っ込むとか、そういうことは。

- （県）井戸側が90cmの範囲である。
- （座長）高さはどれぐらいか。
- （県）まちまちだが、50cmから1.5mとか。
- （座長）ああ、では、そのような話とか。それからそんなものがあると、台でもして上りたがる人がいるからね。
- （委員）砂地に井戸を掘っていますので、酸素欠乏の問題が出てくると思う。
- （県）なるほど。落っこちたときとか、入ったときにね。
- （委員）顔を突っ込んで、ひといき吸い込むと、もう意識が遠のいて、それで転落してしまう場合もある。だから、人がそういうふうに顔を突っ込めないような状態にしておいたほうがいいと思う。
- （住民会議）今、網を張っているのではないか。
- （座長）中も、転落しても、その網に引っ掛かるような状態とか、あるいはのぞくときの表面の網か。
- （県）恐らく、施工中の集水井のほうは、上に網を張っているのだが、井戸側のほうは、ちょっとまだ、そういった網は張っていないので。
- （座長）それはやったほうがいいという話にもなる。そういう点も一緒に、併せて安全対策を考えていこう。
- （県）はい。
- （座長）何か起こったときは、これは県の責任だ。さっきの工事期間中であっても、そういう指示をしていないんだから、ある意味、県の責任だと、直接的には工事の受注者側になるかもしれないが、受注者は、県の指示に合わせた対策はきちんとやっていたんだということを、その対策の指示の中に漏れがあるということからすれば、県の責任でもあると思うので、ちょっとそこはちゃんと対応していかないと駄目だと思う。

第2点目についてもよろしいか。

- （住民会議）はい。

- （座長）ということで、いくつか重要な追加の事項が出て来たのでそれに対してきちんと対応してもらおうということで、本日の会議は終わりにさせていただきます。
事務局のほうにお返しするが、あとは何か事務的な連絡事項がありましたら。

- （県）次の開催日も今先生がおっしゃったとおり、少し未定なところもあるので、どのタイミングがいいか、ご相談させていただきながらやっていきたいと思う。

VI 閉会

- （座長）以上で、本日の委員会を終了する。今日は、長時間にわたり、ありがとうございました。

以上の議事を明らかにするため、本議事録を作成し、議事録署名人が署名押印する。

平成 年 月 日

議事録署名人

委員

委員